

元年度 公文書開示（11月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | （根拠規定）条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|----------|----------|--|-----|------|------|-----|-----|------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|--------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 1 | R1.10.26 | R1.11.8 | ① 東京都と、株式会社Aおよび同社グループ会社ならびにBとの契約書（顧問契約等を含む）および契約に付随する文書、ならびに当該契約の起案原義の一切。 ② 当該Aとの契約に基づいて、東京都が納入を受けた成果物の一切。 ただし、いずれについても契約の始期および終期を問わない。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 監査事務局における契約関係書類の保存年限最長3年以内において、本件請求にある企業、関連企業、個人との契約実績が存在せず、開示すべき公文書が存在しない。 | 監査事務局 総務課 |
| 2 | R1.11.1 | R1.11.15 | 1 「退去させる為に、読み上げた文書」その内容が記載された組織的共用文書 2 職員が 同課C 内容事項につき記載していた当該事項の職務上の内容を記した文書等 3 貴部局において、1に基づく組織的共用文書を読み上げ「退去」させた具体的ケース ①平成10年～平成20年 ②平成21年～平成31年 ③令和元年～現在まで 4 都監査事務局Dは、以前当方が情報公開請求「東京都庁舎内のアスベスト使用（現在尚残置のまま）の事実につき、監査請求の事案」の際も当方の情報公開請求の妨害をして「退去」を連呼し続けた経緯があります。 当方らは、法律専門家にこの由々しき”事実”を相談、現在 刑法第193条（公務員職権濫用罪）での刑事告訴を検討しています。 （1）昨日、1による文書を読み上げ、警備員臨場で当方を「退去」させた”事実”が刑法193条の要件を満たしていない”事実”を証明する”証拠”文書資料（音声、映像記録を含む）となる全てのもの 以上、1～4まで全ての”事実”を証明する”証拠”となる組織的共用文書を開示下さい。以上 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 | 監査事務局 総務課 |
| 3 | R1.11.1 | R1.11.15 | 1 「退去させる為に、読み上げた文書」その内容が記載された組織的共用文書 （1）昨日、1による文書を読み上げ警備員臨場で当方を「退去」させた”事実”が刑法193条（公務員職権濫用罪）の要件を具備しないことを証明する”証拠”文書資料（音声・映像記録を含む。）の全てのもの （2）（1）の”事実”を証明する職場内で共有する”証拠”となる組織的共用文書 以上（1）・（2）の全ての”事実”を証明する”証拠”となる組織的共用文書を開示下さい。以上 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 | 監査事務局 総務課 |
| 4 | R1.11.1 | R1.11.15 | 東京都において、過去に都民が情報公開請求及び公文書の情報提供による、都民が”住民自治”の観点において、東京都の行政及び行政運営情報を”知る権利”に基づき、都職員に説明を求めた際、都の職員より「退去命令」で退去させた事案 1 当該事案等について、行政運営の為に作成された、組織的共用文書（メモ等は除く） （1）平成元年以降～平成10年まで （2）平成11年～平成20年まで （3）平成21年～平成31年まで （4）令和元年～現在まで 2 1に伴う警備会社の報告書等（名称の如何を問わず） 以上の”事実”を証明する”証拠”の全てを開示して下さい。以上 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 | 監査事務局 総務課 |